

令和7年度豊明市部活動地域展開検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊明市立小中学校における部活動地域展開について検討するため、豊明市部活動地域展開検討委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

(検討事項)

第2条 委員会の検討事項は、小中学校の部活動の地域展開に関する事項とする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 中学校長代表
- (2) 小学校長代表
- (3) 中学校教頭代表
- (4) 小学校教頭代表
- (5) 各中学校PTA代表
- (6) PTA連絡協議会代表
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

2 委員の交代の必要が生じたときは、委員を交代することができる。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は中学校長代表を、副委員長は小学校長代表をもって充てる。

3 委員長は委員会の会長として会務を行い、副委員長は会長を補佐する。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会で処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。